

## 【フランス】 2014 年度予算法による税制改正

海外立法情報課 服部 有希

\* 2013 年 12 月 29 日に、2014 年度の予算を定める法律が成立した。同法は、大規模な歳出削減と税制改正により、財政赤字削減を目指すものである。

### 1 2014 年度予算の概要

2013 年 12 月 29 日に、2014 年度（年度始まりは 1 月 1 日）の予算法律（2014 年度予算に関する 2013 年 12 月 29 日の法律第 2013-1278 号）が成立した。同法は、2014 年度の財政赤字予測を対 GDP 比 3.6%とし、歳入を約 2982 億ユーロ、歳出を約 3797 億ユーロ、特別会計をあわせた財政赤字を約 825 億ユーロとした。

同法の柱は、過去最大規模となる約 150 億ユーロの歳出削減である。このうち、約 90 億ユーロは省庁経費の削減、公務員の削減、俸給表の改定の凍結、国の公共機関及び地方公共団体への助成金の削減、大規模な建設計画の中止又は見直し、各種手当の合理化等によるもので、約 60 億ユーロは社会保障費の削減による。また、約 30 億ユーロの税収増を図り、税制改正が盛り込まれた。今回の改正により、家計の税負担は増すと見られている。以下、主要な税制改正について紹介する。

### 2 主要な税制改正

#### (1) 所得税

所得税率表のインフレ調整があり、税率は、次の表のとおりとなった。

表 所得税率

(単位：ユーロ)

課税所得	～6,011	6,012 ～11,991	11,992 ～26,631	26,632 ～71,397	71,398 ～151,200	151,201～
税率	0%	5.5%	14%	30%	41%	45%

出典：筆者作成

また、主に低所得者層が対象となる所得税の税額控除の基準額が引き上げられ、480 ユーロから 508 ユーロに変更された（第 2 条）。これにより、控除額が増加する。

所得税は、世帯単位で、家族が多いほど税負担が緩和される家族除数（quotient familial）方式により課税されるが、その算定に用いられる基準額（本誌 255-2 号（2013 年 5 月刊）pp.10-11 参照）が 2,000 ユーロから 1,500 ユーロに引き下げられた（第 3 条）。これにより、一部の子がいる世帯で納税額が増加する。

#### (2) 付加価値税（VAT）

付加価値税（VAT、消費税に相当）は、2012 年度第 3 次補正予算法により、2014

年1月1日から税率が変更された。ただし、軽減税率は、5.5%から5%に引き下げられる予定であったが、据え置かれた(第6条)。これにより、VATは、標準税率20%、軽減税率10%と5.5%、超軽減税率2.1%となった。また、通常、住宅の改修費には10%のVATがかかるが、2年以上前に建設された住宅のエネルギー効率の改善費(第9条)及び社会住宅(logement social)と称される低所得者向けの住宅の建設費及び改修費(第29条)は、5.5%に軽減した。

### (3) 有価証券のキャピタル・ゲインの課税所得からの控除

有価証券のキャピタル・ゲイン(譲渡益)は、保有期間に応じて課税所得から控除される。これまで、保有期間が2年以上4年未満であれば譲渡益の20%、4年以上6年未満であれば30%、6年以上であれば40%が控除されていたが、今後は、2年以上8年未満であれば50%、8年以上であれば65%が控除される。また、特別措置として、設立から10年未満の中小企業の株式譲渡益の場合には、保有期間が1年以上4年未満で譲渡益の50%、4年以上8年未満で55%、8年以上で85%が控除される(第17条)。

### (4) 新たな株式貯蓄計画

株式貯蓄計画(plan d'épargne en actions: PEA)は、特定の株式を一定期間保有すると、配当金や譲渡益に対する所得税が免税される投資信託制度である。今回、新たに中小企業の株式を投資対象とするPEAが創設された。当該PEAの投資上限額は7万5千ユーロで、対象の株式を5年以上保有すると免税される。なお、既存のPEAの投資上限額は、従前の13万2千ユーロから15万ユーロに引き上げられた(第70条)。

### (5) 高額報酬税

2013年度及び2014年度について、企業は、個人に総額100万ユーロを超える報酬を支払った場合に、高額報酬税を納めなければならない。税額は、報酬総額のうち100万ユーロを超える分の50%である(第15条)。

### (6) 法人税付加税の税率引上げ

法人税付加税は、2011年12月31日から2015年12月30日までの事業年度において、年間総売上高2億5千万ユーロ以上の大企業に対して法人税額の5%の付加税を課すものである。今回、この税率が10.7%に引き上げられた(第16条)。

参考文献(インターネット情報は2014年1月21日現在である。)

- ・ Loi n° 2013-1278 du 29 décembre 2013 de finances pour 2014.
- ・ Ministère de l'économie et des finances, *Quelles sont les principales mesures fiscales pour 2014?* 2014.1.15. <<http://www.economie.gouv.fr/cedef/mesures-fiscales-2014>>
- ・ 服部有希「2013年度予算法及び2012年度第3次補正予算法」『外国の立法』255-2号, 2013.5, pp.10-13. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8205976\\_po\\_02550205.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8205976_po_02550205.pdf?contentNo=1)>
- ・ 服部有希「2012年度補正予算法による付加価値税増税撤回と税制改正」『外国の立法』253-2号, 2012.11, pp.8-11. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3948087\\_po\\_02530204.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3948087_po_02530204.pdf?contentNo=1)>
- ・ "Il n'y aura pas de pause fiscale pour les ménages en 2014," *Les Echos*, 2013.12.19, pp.4-5.